

(1)内閣府

- 配偶者からの暴力被害者に対応する相談員の研修のための教材を作成した。
- 2月17日から19日の3日間にかけて、全国の婦人相談所や女性センターの職員約170人を集め、相談にかかわる基礎的事項についての研修を実施。

(2)警察庁

- 都道府県警察では、採用時や昇任時の警察学校や警察本部、警察署等での研修の機会に、配偶者からの暴力の特性、配偶者暴力防止法の内容等について指導を徹底。
- 平成13年11月27日に開催された全国生活安全担当課長会議において、内閣府委託調査（配偶者等からの暴力に関する事例調査）について説明し、配偶者からの暴力の特性に関する教養の徹底、適切な対応等を指示。
- 平成13年12月3日、都道府県警察の被害者対策部門において指導的立場にある警察官に対し、配偶者暴力防止法の制定の経緯、概要、配偶者からの暴力への対応上の留意点等について、講義を実施。

(3)法務省

- 平成13年10月3日に法務局長、地方法務局長あての通達を発出し、法務局、地方法務局を通じて、公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に対し、配偶者暴力防止法の趣旨等について周知を徹底。
- 法務局・地方法務局の人権擁護事務担当者に対する研修カリキュラムに、配偶者暴力防止法についての講義やDVに関する講演を盛り込むとともに、「人権擁護委員男女共同参画問題研修」のカリキュラムにも配偶者暴力防止法の周知を盛り込むなど、同法の周知を徹底。
- 検察官に対しては、任官後、数次にわたり行う各種研修において、配

偶者暴力防止法の内容も含め、女性に対する配慮や被害者の保護の在り方をテーマとした研修を実施。

- 検察事務官に対する研修に配偶者暴力防止法関係のカリキュラムを設け、同法の趣旨等について周知を徹底。
- 矯正研修所で行っている矯正官署の職員に対する研修において、配偶者からの暴力を盛り込んだ研修を実施。
- 更生保護官署の職員に対する研修において、配偶者暴力防止法に関するテーマを取り上げ、同法の趣旨等について周知を徹底。

(4)厚生労働省

- 省内幹部、関係職員の研修を実施したほか、都道府県等の職員に対しても、全国会議等において、配偶者暴力防止法の行政説明や各分野の専門家による研修を実施。
- 関係団体の研究協議会等において、講演や行政説明を実施。

平成13年 5月 全国婦人保護主管課長・全国婦人相談所長合同会議

6月 全国婦人保護施設長等研究協議会

生活保護担当ケースワーカー全国研修会

9月 全国婦人保護主管課長・全国婦人相談所長合同会議

「DVの特性と被害者の理解について」（講師：精神科医）

全国婦人相談員連絡協議会全国研修（福岡）

10月 婦人保護事業45周年記念大会及び全国婦人相談員・心理判定員研究協議会

「DVと女性の人権について」（講師：弁護士）

婦人保護施設等指導員研究協議会

全国婦人相談員連絡協議会全国研修（大阪）

全国母子相談員研修会

11月 全国婦人相談員連絡協議会全国研修（仙台）

全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会

「DVにおける女性への人権侵害」（講師：民間シェルター関係者）

(5)最高裁判所（参考）

- 裁判官については、司法研修所における研修等の際に、配偶者暴力防止法及び規則の制定状況、保護命令手続の概要、運用上の留意事項に関する説明等を実施。
- 裁判官以外の裁判所職員については、各研修所における研修の中で、配偶者暴力防止法の制定経過及び保護命令制度の留意点の講義並びに夫婦間暴力の問題に関する講義等を実施。